

訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーションオレンジクラブ

訪問看護は、看護師が家庭訪問をして、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。お申し込みは当ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護認定者や在宅療法を余儀なくされる利用者と、かかりつけ医が訪問看護の必要を認めた方に対し、病状や心身の特性をふまえて、生活の質の確保、日常生活動作能力の維持・回復等の適正な訪問看護を提供し、利用者の住み慣れた地域社会や家庭でより安定した療養生活を送れるよう支援していくことを目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業の実施に当たっては、地域の在宅療養に貢献すると同時に、かかりつけ医はもとより担当ケアマネジャー、行政、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、看護計画に基づいて総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ②運営会議を設置し、事業の運営に必要な事項について適時協議し、緊急の場合には柔軟に対応できる体制を整備する。

2 訪問看護ステーションオレンジクラブの概要

事業所名 医療法人カワイ外科 訪問看護ステーションオレンジクラブ
所在地 〒443-0032 蒲郡市丸山町1-5
TEL 0533-66-3121 FAX 0533-66-3122

訪問看護ステーションオレンジクラブ【指定事業者番号：2363390028】（以下「オレンジクラブ」という）は、愛知県知事から「指定訪問看護事業者」、介護保険法令に基づいては「居宅サービス事業者」として指定を受けています。

(1) 営業日及び営業時間

営業日…月曜日～金曜日

営業時間…午前9時～午後5時

土、日、祝日、年末年始(12/30～1/4)は休み

24時間対応体制や緊急時訪問看護を契約された方には緊急の介護相談や、病状によっては訪問に応じます。

(2) 通常の事業の実施地域

蒲郡市の全域

3 サービス内容

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 身体の保清（入浴介助や清拭等）
- (3) 食事・排泄等の日常生活援助

- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 服薬指導や医療機器装着患者の管理・指導
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養の相談・指導
- (10) その他医師の指示による医療処置

3 職員の職種と職員体制

管理者兼看護職員	1 名
看護職員	看護師 2 名

4 訪問看護サービス提供時間と利用料について

- (1) 利用料として健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律及び、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとします。利用者は、料金表（別紙）に定めた当月分の利用料を、月締め形式とし翌月 15 日までに支払う事とします。
- (2) 領収書の再発行はしませんので、大切に保管してください。
- (3) 交通費 ①介護保険利用者 利用料に含まれる
 ②医療保険利用者 往復 5 km 未満 100 円／回 2 km 毎 50 円増

5 契約期間

契約期間は利用者からの「申し込み書」及びかかりつけ医からの「訪問看護指示書」が揃った時を契約締結日とします。

次のいずれかに該当する場合には契約は終了といたします。

- ① 介護保険利用で要介護状態区分が自立と認定された場合
- ② 死亡された場合
- ③ 利用者から契約の解除の意思表示がなされた時
- ④ かかりつけ医から訪問看護は不要な病状であるとみなされた時
- ⑤ 介護保険施設等へ入所した場合
- ⑥ 入院や利用者の都合で訪問がない期間が 2 か月以上経過した時
- ⑦ 人員不足等やむを得ない場合に事業所の都合でサービスを終了する時は、終了 1 か月前までに連絡します

6 個人情報について

- ①看護計画（サービス内容）は病状や御家族との協議で随時見直していきます。
 なお、かかりつけ医にも同様の訪問看護計画及び月に一度は報告書を提出し連携します。
- ②担当ケアマネジャーよりサービス担当者会議を開催するにあたり情報提供を求められた時には個人情報を使用（開示）させていただきます。
 但し、円滑で有効なサービス提供を目的とするものであって、関係者以外に漏れることのない

様、細心の注意をいたします(個人情報保護法を遵守し、「守秘義務」は契約終了後も継続します)。

7 その他の事項

介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の代理人及びオレンジクラブの協議により定めていきます。

8 事故発生時の対応

訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な処置を講じ、管理者、ケアマネジャーに報告します。

9 サービスの第三者評価は実施状況

サービスの第三者評価は実施しておりません。

10 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、訪問看護の提供中に虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、状況を的確に判断し必要時は市町村に報告します。

11 暴力・ハラスメントに関する事項

暴力・ハラスメント事案が発生した場合は、訪問看護の提供が継続出来ない可能性があります。その際は、事業所の方針に基づき対応します。

12 災害発生時の対応

自然災害及び感染症等の災害発生時において、通常業務の実施が困難になった場合は、一時的に訪問看護の提供が出来なくなる可能性があります。その際は、事業所の業務継続計画に基づき対応します。

13 飲食の提供について

訪問時の飲食等もてなしは、ご遠慮させていただきます。

14 相談・苦情の受け付け

- ・ 訪問看護ステーションオレンジクラブ（担当 太田） ・ 担当ケアマネジャー
- ・ 介護保険申請者：市役所長寿課 ☎0533-66-1176

東三河広域連合介護保険課 ☎0532-26-8471

愛知県国民健康保険団体連合会 ☎052-971-4165